

令和 4 年 2 月 15 日

令和 4 年広島県議会 2 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

## 令和四年広島県議会二月定例会議案目次（その二）

県第十八号	広島県犯罪被害者等支援条例……………	一
県第十九号	広島県土地造成事業の設置等に関する条例……………	七
県第二十号	広島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例……………	一〇
県第二十一号	広島県防災会議条例の一部を改正する条例……………	一三
県第二十二号	広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	一六
県第二十三号	職員の服務の宣誓に関する条例及び広島県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………	一九
県第二十四号	広島県職員定数条例等の一部を改正する条例……………	二二
県第二十五号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………	二五
県第二十六号	広島県手数料条例等の一部を改正する条例……………	二七
県第二十七号	ひろしまの森づくり県民税条例の一部を改正する条例……………	四五
県第二十八号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例……………	四七
県第二十九号	住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例……………	五〇
県第三十号	広島県縮景園設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	五三
県第三十一号	広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例……………	五五
県第三十二号	広島県自然海浜保全条例の一部を改正する条例……………	五八
県第三十三号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	六〇
県第三十四号	広島県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例……………	六四
県第三十五号	民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例……………	六八
県第三十六号	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………	七〇
県第三十七号	広島県農林水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例……………	七四
県第三十八号	広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	七六
県第三十九号	広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例……………	七九

県第四十号	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	八一
県第四十一号	工事請負契約の締結について	八四
県第四十二号	工事請負契約の締結について	八六
県第四十三号	工事請負契約の変更について	八八
県第四十四号	広島高速道路公社の定款の一部変更について	九〇
県第四十五号	水産基盤整備事業の費用の一部の負担を受益市に求めることについて	九二
県第四十六号	農村整備事業の費用の一部の負担を受益市に求めることについて	九四
県第四十七号	広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて	九六
県第四十八号	包括外部監査契約の締結について	九八
報第一号	令和三年度広島県一般会計予算の補正について	一〇〇

## 県第十八号議案

広島県犯罪被害者等支援条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県犯罪被害者等支援条例案 広島県犯罪被害者等支援条例

#### 目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 推進体制等（第八条―第十条）

第三章 基本的施策（第十一条―第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会及び誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の被害を軽減又は回復する取組及び社会全体の理解を深め、配慮を促進する取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による事実と異なる報道又は過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。
- 六 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- 七 県営住宅 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号

（第二条第二号に規定する公営住宅及び同条第三号に規定する改良住宅をいう。  
八 子供 満十八歳未満の者をいう。  
九 障害者 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

十 高齢者 満六十五歳以上の者をいう。  
十一 性犯罪・性暴力被害者 犯罪等により性的な被害を受けた者をいう。  
十二 配偶者からの暴力による被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に關する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者をいう。

#### （基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい対応を保障されることを旨として推進するものとする。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に關係する者による相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

#### （県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に關する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

#### （県民の役割）

第五条 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

#### （事業者の役割）

第六条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、事業を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

#### （民間支援団体の役割）

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に關する知識及び経験を活用して、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるものとする。

### 第二章 推進体制等

(推進体制の整備)

第八条 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

(取組方針の策定)

第九条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する取組方針（以下「方針」という。）を定めるものとする。

2 方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方
- 二 犯罪被害者等支援に関する施策の方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 県は、毎年度、方針に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第十一条 県は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 県は、損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供等必要な施策を講じるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十三条 県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十四条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(安全の確保)

第十五条 県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講じるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講じるものとする。

(刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等)

第十八条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等必要な施策を講じるものとする。

(保護、捜査等の過程における配慮等)

第十九条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講じるものとする。

(県民等の理解促進)

第二十条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害が生じることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じるものとする。

(人材の育成)

第二十一条 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十二条 県は、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援)

第二十三条 県は、子供、障害者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、被害を認識するための啓発活動、被害について相談しやすい環境づくりその他の必要な施策を講じるものとする。

(重大事案における支援)

第二十四条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した

場合に、当該事案による犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができないようにするため、県、市町、民間支援団体その他関係機関による支援体制の整備その他の必要な施策を講じるものとする。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができる社会の実現に向け、犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

## 県第十九号議案

広島県土地造成事業の設置等に関する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県土地造成事業の設置等に関する条例案 広島県土地造成事業の設置等に関する条例

(土地造成事業の設置)

第一条 県に、広島県土地造成事業（以下「土地造成事業」という。）を設置する。

(法の適用)

第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、土地造成事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第三条 土地造成事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

2 土地造成事業においては、次に掲げる事業を行う。

- 一 工場、住宅、流通業務施設及び公共施設の用地として土地を造成し、供給する事業
- 二 前号に規定する事業に関連する施設の整備事業
- 三 前二号に掲げる事業に係る土地等の資産を有効に活用する事業で土地造成事業の管理者の権限を行う知事（以下「知事」という。）が別に定めるもの

(管理者)

第四条 法第七条ただし書の規定に基づき、土地造成事業に管理者を置かないものとする。

(事務処理のための組織)

第五条 法第十四条の規定に基づき、知事の権限に属する事務を処理させるため、商工労働局を置く。

2 商工労働局の位置は、広島市中区基町とする。

(その他の組織)

第六条 前条に定めるもののほか、知事は、公募型プロポーザル方式（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容に基づき公募により地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する組織を置くことができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第七条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない土地造成事業の用

に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものであるものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第八条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定により土地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第九条 土地造成事業の業務に関し法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

新たに土地造成事業に関する事務を知事に管理及び執行させることを目的として、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるため、この条例案を提出する。

## 県第二十号議案

広島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例案 広島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十八条第三項、第四十五条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第二条 雨水貯留浸透施設の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない施設にあつては、規模）及び構造の概要
- 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨

五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先

六 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第三条 保全調整池の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
  - 二 保全調整池の容量及び構造の概要
  - 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
  - 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
  - 五 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第四条 貯留機能保全区域の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
  - 二 貯留機能保全区域の位置
  - 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
  - 四 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

一級河川江の川の上流部及び二級河川本川が特定都市河川浸水被害対策法に定める特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されることに伴い、指定流域内で雨水貯留浸透施設の設置を伴う一定規模以上の開発行為等が行われる際などに必要となる標識について必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

県第二十一号議案

広島県防災会議条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県防災会議条例の一部を改正する条例案  
 広島県防災会議条例の一部を改正する条例

広島県防災会議条例（昭和三十七年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十五条第八項の規定に基づき、広島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委員及び専門委員）</p> <p>第二条 法第十五条第五項第五号から第八号までに規定する委員の定数の総数は、六十人以上とする。</p> <p>2 法第十五条第五項第六号から第八号までに規定する委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（幹事）</p> <p>第三条 防災会議に幹事八十人以内を置く。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十五条第八項の規定に基づき、広島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委員及び専門委員）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 知事の部内の職員のうちから指名される委員 十三人以内</p> <p>二 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員 四人以内</p> <p>三 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 十九人以内</p> <p>四 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 三人以内</p> <p>2 前項第二号から第四号までに規定する委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（幹事）</p> <p>第三条 防災会議に幹事六十二人以内を置く。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

多様な視点に立った防災の取組を推進することを目的とし、広島県防災会議の委員等の定数を増員するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例案  
 広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）以下「個人情報保護法」という。）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>二 (略)</p> <p>3—7 (略)</p> <p>8 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>一 (この章の適用除外)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、法律の規定に</p>	<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>二 (略)</p> <p>3—7 (略)</p> <p>8 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>一 (この章の適用除外)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、法律の規定に</p>

2  
報  
(略)

より個人情報保護法第五節の規定が適用されないこととされている保有個人情報

2  
(略)

より行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の規定が適用されないこととされている保有個人情報

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

個人情報保護に関する法律の一部改正及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴い、引用する法律等を整理するため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

職員の服務の宣誓に関する条例及び広島県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の服務の宣誓に関する条例及び広島県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

職員の服務の宣誓に関する条例及び広島県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第一条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(服務の宣誓)</p> <p>第二条 新たに職員となつた者は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める宣誓書に記名し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>一―三 (略)</p>	<p>(服務の宣誓)</p> <p>第二条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>一―三 (略)</p>

(広島県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第二条 広島県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十九年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(服務の宣誓)</p> <p>第二条 新たに委員となつた者は、別記様式による宣誓書に記名し、知事に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p>	<p>(服務の宣誓)</p> <p>第二条 新たに委員となつた者は、知事の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

職員の服務の宣誓に関する政令の一部が改正されたことを踏まえ、職員等の服務の宣誓の実施方法について、対面による署名を不要とするなど必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第二十四号議案

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例案  
 広島県職員定数条例等の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 知事の事務部局の職員 四、三六六人                      二 一八 (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 知事の事務部局の職員 四、三二六人                      二 一八 (略)</p>

(広島県企業職員等定数条例の一部改正)

第二条 広島県企業職員等定数条例(昭和四十三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、広島県土地造成事業、広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業、広島県流域下水道事業及び広島県病院事業に常時勤務する職員(以下「職員」という)の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 広島県土地造成事業の職員 一一一人                      二 広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業及び広島県流域下水道事業の職員 一三四人                      三 (略)</p> <p>(職員定数の配分)</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業、広島県土地造成事業、広島県流域下水道事業及び広島県病院事業に常時勤務する職員(以下「職員」という)の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業、広島県土地造成事業及び広島県流域下水道事業の職員 一四五人                      二 (略)</p> <p>(職員定数の配分)</p>

第四条 第二条各号に掲げる職員の定数の当該事業内の配分は、同条第一号に掲げる事業にあつては土地造成事業の管理者の権限を行う知事が、同条第二号に掲げる事業にあつては公営企業の管理者が、同条第三号に掲げる事業にあつては病院事業の管理者が定める。

第四条 第二条各号に掲げる職員の定数の当該事業内の配分は、同条第一号に掲げる事業にあつては公営企業の管理者が、同条第二号に掲げる事業にあつては病院事業の管理者が定める。

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第三条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように修正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数) 第二条 (略)</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、〇六五人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、四六七人</p>	<p>(定数) 第二条 (略)</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、〇八三人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、三五〇人</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策、新たに土地造成事業に関する事務を知事に管理及び執行させること、児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更するため、この条例案を提出する。

県第二十五号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係） 執行機関 （略）	事 務	別表（第一条関係） 執行機関 （略）	事 務
教育委員会	広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）による修学奨学金及び入学準備金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）による修学奨学金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	高等学校等の教育活動における情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークの利用に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により  
条例で定めることとされた個人番号の利用に係る県独自の事務について、県民の利便性の  
向上に資する事務を追加するため、この条例案を提出する。



<p>宅地建物取引業法（規定による宅地建物取引士資格試験の実施）の項において「法」という。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>八、二〇〇円</p>	<p>法第三十一条第二項の高圧ガス販売主任者試験の実施</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一 第一種販売主任者免状に係る試験 九、〇〇〇円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八、五〇〇円） 二 第二種販売主任者免状に係る試験 七、〇〇〇円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、六、七〇〇円）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一 第一種販売主任者免状に係る試験 九、〇〇〇円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八、五〇〇円） 二 第二種販売主任者免状に係る試験 七、〇〇〇円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、六、七〇〇円）</p>
<p>宅地建物取引業法（規定による宅地建物取引士資格試験の実施）の項において「法」という。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>七、〇〇〇円</p>	<p>法第三十一条第二項の高圧ガス販売主任者試験の実施</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一 第一種販売主任者免状に係る試験 七、〇〇〇円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、七、四〇〇円） 二 第二種販売主任者免状に係る試験 六、〇〇〇円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、五、七〇〇円）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一 第一種販売主任者免状に係る試験 七、〇〇〇円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、七、四〇〇円） 二 第二種販売主任者免状に係る試験 六、〇〇〇円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、五、七〇〇円）</p>

<p>租税特別措置法第三十五号イ、第六法(昭三十三第三十五号イ)又は第三十一号ハ二年法第二項第三十号ハ若しくは第六十二条十六号の三第四項第十四号以下この規定による宅地の項にの造成が優良な宅地においての供給に寄与するも「法」のであることについて認定の申請に対する審査</p>	(略)	(略)	<p>法第二十八條の四第三項第六号、第六十三條第三項第六号又は第三十一條の二第二項第十五号ニ若しくは第六十二條の三第四項第十五号ニ規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	(略)	(略)
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律(昭三十七條の二)第二項の規定による貯蔵施設の位置、構造、設備の変更若しくは装置の変更に對する申請に対する審査</p>	(略)	(略)	<p>法第三十五條の六第一項の規定による液化石油ガス販売事業者の認定申請手数料</p>	(略)	(略)
<p>職業能力開発促進法及び令第二條第一号(以下この規定による技能検定の規定の実技試験の実施に對する「法」とい</p>	(略)	(略)	<p>法第三十八條の五第二項の規定による液化石油ガス設備士試験の実施</p>	(略)	(略)
<p>職業能力開発促進法及び令第二條第一号(以下この規定による技能検定の規定の実技試験の実施に對する「法」とい</p>	(略)	(略)	<p>法第三十八條の五第二項の規定による液化石油ガス設備士試験の実施</p>	(略)	(略)

う。  
)

する者にあつては、在校生(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校に在校する者又は法による公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校若しくは認定職業訓練施設)の訓練生(就職している者、短期課程の普通職業訓練を受けている者及び専門短期課程又は応用短期課程の高度職業訓練を受けている者)を除く。)その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。以下同じ。)を除く。三及び四において同じ。)が、機械検査又は婦人子供服製造のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一五、一〇〇円(実技試験を実施する日が属する年度の四月一日において二十五歳に達していない者であつて、実技試験受検申請日において雇用保険法(昭和四十九年法律第九十六号)第四条第一項に規定する被保険者である)かつ、出入国管理及び難民認定法

う。  
)

する者にあつては、在校生(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校に在校する者又は法による公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校若しくは認定職業訓練施設)の訓練生(就職している者、短期課程の普通職業訓練を受けている者及び専門短期課程又は応用短期課程の高度職業訓練を受けている者)を除く。)その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。以下同じ。)を除く。三及び四において同じ。)が、機械検査又は婦人子供服製造のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一五、一〇〇円(実技試験を実施する日が属する年度の四月一日において三十五歳に達していない者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないもの(以下「三十五歳未満の在留


<p>(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないもの(以下「二十歳未満の雇用保険被保険者」)が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあっては六、一〇〇円)</p>	<p>三 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一三、三〇〇円(二十五歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが二級又は三級の技能検定を受けようとする場合は四、三〇〇円)</p>	<p>四 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受ける場合 一八、二〇〇円(二十歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあっては九、二〇〇円)</p>	<p>五 三級の技能検定を受けよ</p>
---	---	---	----------------------

<p>資格者以外の者」という。(が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあっては六、一〇〇円)</p>	<p>三 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一三、三〇〇円(三十五歳未満の在留資格者以外の者が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合は四、三〇〇円)</p>	<p>四 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受ける場合 一八、二〇〇円(三十歳未満の在留資格者以外の者が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあっては九、二〇〇円)</p>	<p>五 三級の技能検定を受けよ</p>
--	---	---	----------------------

社会福祉士及び介護福祉士の認定申請に対する審査	法附則第十三条の規定による登録研修機 関の登録の申請に 対する審査	和六十二年法 定による登録研 修機関の登録の 申請に対する審 査	以下この項にお いて「法」とい う。	法附則第二十七 条第一項の規定 による登録の特 定行為事業者の 登録	(略)	(略)	(略)	(略)	うとする在校 生が二に掲げ る職種のいず れかの職種の 技能検定を受 ける場合 一 〇、一〇〇円 (二十五歳未 満の雇用保険 被保険者であ り留資格者で ないものにあ つては二、 九〇〇円)	六 三級の技能 検定を受けよ うとする在校 生が三に掲げ る職種のいず れかの職種の 技能検定を受 ける場合 八、 九〇〇円(二 十五歳未満の 雇用保険被保 険者であり在 留資格者でな いものにあつ ては二、九〇 〇円)	七 三級の技能 検定を受けよ うとする在校 生が二又は三 に掲げる職種 以外の職種の 技能検定を受 ける場合 一 二、一〇〇円 (二十五歳未 満の雇用保険 被保険者であ り留資格者で ないものにあ つては三、 一〇〇円)
社会福祉士及び介護福祉士の認定申請に対する審査	法附則第十四条の規定による登録研 修機関の登録の申請に 対する審査	和六十二年法 定による登録研 修機関の登録の 申請に対する審 査	以下この項にお いて「法」とい う。	法附則第二十条第 一項の規定による登録 の特定行為事業者の登 録	(略)	(略)	(略)	(略)	うとする在校 生が二に掲げ る職種のいず れかの職種の 技能検定を受 ける場合 一 〇、一〇〇円 (三十五歳未 満の在留資格 者以外の者に あつては二、 九〇〇円)	六 三級の技能 検定を受けよ うとする在校 生が三に掲げ る職種のいず れかの職種の 技能検定を受 ける場合 八、 九〇〇円(三 十五歳未満の 在留資格者以 外の者にあつ ては二、九〇 〇円)	七 三級の技能 検定を受けよ うとする在校 生が二又は三 に掲げる職種 以外の職種の 技能検定を受 ける場合 一 二、一〇〇円 (三十五歳未 満の在留資格 者以外の者に あつては三、 一〇〇円)





備考 (略)	令第七條第十四号に掲げる施設	(略)	額	Aに〇・〇三三を乗じて得た	(略)	法第三十二條第一項第三号及び第四号に掲げる施設	その他のも	三、一	一、一	九、一	七、六	六、八
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	令第七條第十四号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)	(略)	法第三十二條第一項第三号及び第四号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第三條 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
<p>1—8 (略)</p> <p>9 平成二十三年五月一日から令和七年三月三十一日までの間は、福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械、荷さばき地及び上屋の通常使用による場合の係船料及び使用料の金額は、別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。</p> <p>10 (略)</p>	<p>1—8 (略)</p> <p>9 平成二十三年五月一日から令和四年三月三十一日までの間は、福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械、荷さばき地及び上屋の通常使用による場合の係船料及び使用料の金額は、別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。</p> <p>10 (略)</p>

第四條 広島県港湾施設管理条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>別表第二(第五条関係) 広島県港湾施設使用料(通常使用による場合) 国際拠点港湾及び重要港湾(略) 地方港湾</p>																															
<table border="1"> <tr> <td>港湾施設の種類</td> <td>種別</td> <td>単位</td> <td>金額</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旅客待合所施設</td> <td>使用料</td> <td>厳島港宮島口旅客ターミナル</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	旅客待合所施設	使用料	厳島港宮島口旅客ターミナル	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>港湾施設の種類</td> <td>種別</td> <td>単位</td> <td>金額</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旅客待合所施設</td> <td>使用料</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	旅客待合所施設	使用料		(略)	(略)
港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																											
旅客待合所施設	使用料	厳島港宮島口旅客ターミナル	(略)	(略)																											
港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																											
旅客待合所施設	使用料		(略)	(略)																											
<p>別表第二(第五条関係) 広島県港湾施設使用料(通常使用による場合) 国際拠点港湾及び重要港湾(略) 地方港湾</p>																															
<table border="1"> <tr> <td>港湾施設の種類</td> <td>種別</td> <td>単位</td> <td>金額</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旅客待合所施設</td> <td>使用料</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	旅客待合所施設	使用料		(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>港湾施設の種類</td> <td>種別</td> <td>単位</td> <td>金額</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旅客待合所施設</td> <td>使用料</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	旅客待合所施設	使用料		(略)	(略)
港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																											
旅客待合所施設	使用料		(略)	(略)																											
港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																											
旅客待合所施設	使用料		(略)	(略)																											



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																								
<p>別表第一（第十七条関係） みよし公園 一（略） 二 野外ステージ及び文化の広場の利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料</td> <td>一時間につき</td> <td>二一、三〇〇円以内</td> </tr> <tr> <td>有料の場合</td> <td>半日につき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>入場料の場合</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>入場料</td> <td>一時間につき</td> <td>三、〇〇〇円以内</td> </tr> <tr> <td>無料の場合</td> <td>半日につき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>場合</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>三二六 (略)</p> <p>備考 一 「半日」とは、継続して三時間を超え五時間以内使用する場合をいい、「一日」とは、継続して五時間を超え八時間以内使用する場合をいう。ただし、野外ステージ及び文化の広場は、五時間を超えて使用する場合を一日とする。</p> <p>二一六 (略)</p>		区分	単位	利用料金の範囲	入場料	一時間につき	二一、三〇〇円以内	有料の場合	半日につき	(略)	入場料の場合	(略)	(略)	入場料	一時間につき	三、〇〇〇円以内	無料の場合	半日につき	(略)	場合	(略)	(略)	<p>別表第一（第十七条関係） みよし公園 一（略） 二 野外ステージ及び文化の広場の利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料</td> <td>半日につき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>有料の場合</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>入場料</td> <td>一時間につき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>無料の場合</td> <td>半日につき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>場合</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>三二六 (略)</p> <p>備考 一 「半日」とは、継続して三時間を超え五時間以内使用する場合をいい、「一日」とは、継続して五時間を超え八時間以内使用する場合をいう。ただし、野外ステージ及び文化の広場は、四時間以内を「半日」とし、四時間を超えて使用する場合を一日とする。</p> <p>二一六 (略)</p>		区分	単位	利用料金の範囲	入場料	半日につき	(略)	有料の場合	(略)	(略)	入場料	一時間につき	(略)	無料の場合	半日につき	(略)	場合	(略)	(略)
区分	単位	利用料金の範囲																																								
入場料	一時間につき	二一、三〇〇円以内																																								
有料の場合	半日につき	(略)																																								
入場料の場合	(略)	(略)																																								
入場料	一時間につき	三、〇〇〇円以内																																								
無料の場合	半日につき	(略)																																								
場合	(略)	(略)																																								
区分	単位	利用料金の範囲																																								
入場料	半日につき	(略)																																								
有料の場合	(略)	(略)																																								
入場料	一時間につき	(略)																																								
無料の場合	半日につき	(略)																																								
場合	(略)	(略)																																								

(広島県工業用水道条例の一部改正)

第六条 広島県工業用水道条例（昭和四十年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																															
<p>(料金の納付) 第二十二条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の区分</th> <th>種別</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">沼田川工業用水道</td> <td>基本料金</td> <td>一立方メートル当たり 二六・三円</td> </tr> <tr> <td>使用料金</td> <td>一立方メートル当たり 六・四円</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td>一立方メートル当たり 四四・一円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>一立方メートル当たり 六五・四円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 (略)</p>		施設の区分	種別	料率	沼田川工業用水道	基本料金	一立方メートル当たり 二六・三円	使用料金	一立方メートル当たり 六・四円	特定料金	一立方メートル当たり 四四・一円	超過料金	一立方メートル当たり 六五・四円	備考	(略)	(略)	<p>(料金の納付) 第二十二条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の区分</th> <th>種別</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">沼田川工業用水道</td> <td>基本料金</td> <td>一立方メートル当たり 二三・七円</td> </tr> <tr> <td>使用料金</td> <td>一立方メートル当たり 五・八円</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td>一立方メートル当たり 三九・八円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>一立方メートル当たり 五九円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 (略)</p>		施設の区分	種別	料率	沼田川工業用水道	基本料金	一立方メートル当たり 二三・七円	使用料金	一立方メートル当たり 五・八円	特定料金	一立方メートル当たり 三九・八円	超過料金	一立方メートル当たり 五九円	備考	(略)	(略)
施設の区分	種別	料率																															
沼田川工業用水道	基本料金	一立方メートル当たり 二六・三円																															
	使用料金	一立方メートル当たり 六・四円																															
	特定料金	一立方メートル当たり 四四・一円																															
	超過料金	一立方メートル当たり 六五・四円																															
	備考	(略)	(略)																														
施設の区分	種別	料率																															
沼田川工業用水道	基本料金	一立方メートル当たり 二三・七円																															
	使用料金	一立方メートル当たり 五・八円																															
	特定料金	一立方メートル当たり 三九・八円																															
	超過料金	一立方メートル当たり 五九円																															
	備考	(略)	(略)																														





<p>の項に おいて 「法」 という。 の規定により運転す ることができ自動 車等の種類を限定さ れた者に対するその 限定の全部又は一部 の解除の審査</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第九十七条の二第 一項第三号イに規定 する認知機能検査等 に従事する者に対す る講習</p>	<p>(略)</p>	<p>一 講習を受け ようとする者 が講習科目の いずれかを免 除されない者 である場合 一、四五〇円</p>	<p>一 講習を受け ようとする者 が講習科目の いずれかを免 除されない者 である場合 一、四〇〇円</p>
<p>法第九十七条の二第 一項第三号イ若しく はロ、第一百一条の四 第二項又は第一百一 条の七第一項の規定に よる認知機能検査</p>	<p>認知機能検査 手数料</p>	<p>一、〇五〇円</p>	<p>七五〇円</p>
<p>法第九十七条の二第 一項第三号イ若しく はハ又は第一百一条の 四第三項の規定によ る運転技能検査</p>	<p>運転技能検査 手数料</p>	<p>三、五五〇円</p>	<p>八〇〇円</p>
<p>法第九十七条の二第 一項各号に掲げる講習</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第九十七条の二第 一項各号に掲げる講習</p>	<p>講習手数料 (略)</p>	<p>一、二二一 二、二二一 三、二二一 四、二二一 五、二二一 六、二二一 七、二二一 八、二二一 九、二二一 一〇、二二一 一一、二二一 一二、二二一 一三、二二一 一四、二二一 一五、二二一 一六、二二一 一七、二二一 一八、二二一 一九、二二一 二〇、二二一 二一、二二一 二二、二二一 二三、二二一 二四、二二一 二五、二二一 二六、二二一 二七、二二一 二八、二二一 二九、二二一 三〇、二二一 三一、二二一 三二、二二一 三三、二二一 三四、二二一 三五、二二一 三六、二二一 三七、二二一 三八、二二一 三九、二二一 四〇、二二一 四一、二二一 四二、二二一 四三、二二一 四四、二二一 四五、二二一 四六、二二一 四七、二二一 四八、二二一 四九、二二一 五〇、二二一 五一、二二一 五二、二二一 五三、二二一 五四、二二一 五五、二二一 五六、二二一 五七、二二一 五八、二二一 五九、二二一 六〇、二二一 六一、二二一 六二、二二一 六三、二二一 六四、二二一 六五、二二一 六六、二二一 六七、二二一 六八、二二一 六九、二二一 七〇、二二一 七一、二二一 七二、二二一 七三、二二一 七四、二二一 七五、二二一 七六、二二一 七七、二二一 七八、二二一 七九、二二一 八〇、二二一 八一、二二一 八二、二二一 八三、二二一 八四、二二一 八五、二二一 八六、二二一 八七、二二一 八八、二二一 八九、二二一 九〇、二二一 九一、二二一 九二、二二一 九三、二二一 九四、二二一 九五、二二一 九六、二二一 九七、二二一 九八、二二一 九九、二二一 一〇〇、二二一</p>	<p>一、二二一 二、二二一 三、二二一 四、二二一 五、二二一 六、二二一 七、二二一 八、二二一 九、二二一 一〇、二二一 一一、二二一 一二、二二一 一三、二二一 一四、二二一 一五、二二一 一六、二二一 一七、二二一 一八、二二一 一九、二二一 二〇、二二一 二一、二二一 二二、二二一 二三、二二一 二四、二二一 二五、二二一 二六、二二一 二七、二二一 二八、二二一 二九、二二一 三〇、二二一 三一、二二一 三二、二二一 三三、二二一 三四、二二一 三五、二二一 三六、二二一 三七、二二一 三八、二二一 三九、二二一 四〇、二二一 四一、二二一 四二、二二一 四三、二二一 四四、二二一 四五、二二一 四六、二二一 四七、二二一 四八、二二一 四九、二二一 五〇、二二一 五一、二二一 五二、二二一 五三、二二一 五四、二二一 五五、二二一 五六、二二一 五七、二二一 五八、二二一 五九、二二一 六〇、二二一 六一、二二一 六二、二二一 六三、二二一 六四、二二一 六五、二二一 六六、二二一 六七、二二一 六八、二二一 六九、二二一 七〇、二二一 七一、二二一 七二、二二一 七三、二二一 七四、二二一 七五、二二一 七六、二二一 七七、二二一 七八、二二一 七九、二二一 八〇、二二一 八一、二二一 八二、二二一 八三、二二一 八四、二二一 八五、二二一 八六、二二一 八七、二二一 八八、二二一 八九、二二一 九〇、二二一 九一、二二一 九二、二二一 九三、二二一 九四、二二一 九五、二二一 九六、二二一 九七、二二一 九八、二二一 九九、二二一 一〇〇、二二一</p>

<p>第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対するもの 二、九〇〇円</p>		
<p>第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものを除く。） 一、二五〇円</p>	<p>二十四 第十二号に掲げる講習で規則第三十八條第十二項第二号の表の三の項第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものを除く。） 七、九五〇円</p>	<p>二十六 第十二号に掲げる講習で規則第三十八條第十二項第二号の表の四の項第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものを除く。） 五、八〇〇円</p>
<p>二十七 第十二号に掲げる講習で規則第三十八條第十二項第二号の表の四の項第一欄に掲げる区</p>		

		令第三十七条の六に規定する法第八条の二第二項の規定による講習	法第八条の三第一項、第八条の三の二又は第八条の三の三の規定による通知（法第八条の二第一項第十号、第十三号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者に対するものに限る。）			
		(略)	(略)			
		(略)	(略)	<p>第二十七号 第十五号に掲げる講習 講習一時間につき 二、〇〇〇円</p> <p>第二十六号 第十四号に掲げる講習 講習一時間につき 二、二五〇円</p>	<p>第二十五号 第十三号に掲げる講習で第二十四に掲げるもの以外のもの 一一、五〇〇円</p>	<p>第二十四号 第十三号に掲げる講習で道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八号第十三項第二号の表第一号下欄に掲げる講習方法に係るもの 九、〇五〇円</p>
<p>令第三十七条の六に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>令第三十七条の六に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>令第三十七条の六に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>法第八条の三第一項又は法第八条の三の二の規定による通知（法第八条の二第一項第十号又は同項第十三号に掲げる講習を受けようとする者に対するものに限る。）</p>			
<p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>令第三十七条の六に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p>			
<p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p> <p>令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>令第三十七条の六に規定する法第八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>第三十号 第十四号に掲げる講習 講習一時間につき 二、〇〇〇円</p>	<p>第二十九号 第十三号に掲げる講習で第二十八に掲げるもの以外のもの 一一、五〇〇円</p>	<p>第二十八号 第十三号に掲げる講習で規則第三十八号第十三項第二号の表第一号下欄に掲げる講習方法に係るもの 九、〇五〇円</p> <p>分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けようとする者に対するものに限る。） 二、三五〇円</p>

のうち自動車等の運 転について必要な適 性及び知識に係るも の

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定 公布の日
- 二 第一条、第二条及び第五条から第八条までの規定 令和四年四月一日
- 三 第四条の規定 令和四年五月一日
- 四 第九条の規定 令和四年五月十三日

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う行政書士試験の手数料の改正など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十七号議案

ひろしまの森づくり県民税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

ひろしまの森づくり県民税条例の一部を改正する  
条例案

ひろしまの森づくり県民税条例の一部を改正する  
条例

ひろしまの森づくり県民税条例（平成十八年広島県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人の均等割の税率の特例）</p> <p>第二条 平成十九年度から平成二十五年度まで及び令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。</p> <p>2 平成二十六年から令和五年度までの各年度の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条及び同条例附則第十一条の二の十の二の規定にかかわらず、同条の規定により加算した額に五百円を加算した額とする。</p> <p>（法人の均等割の税率の特例）</p> <p>第三条 平成十九年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度（令和四年三月三十一日までに開始する連結事業年度に限る。）又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（個人の均等割の税率の特例）</p> <p>第二条 平成十九年度から平成三十五年までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。</p> <p>2 平成二十六年から平成三十四年度までの各年度の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条及び同条例附則第十一条の二の十の二の規定にかかわらず、同条の規定により加算した額に五百円を加算した額とする。</p> <p>（法人の均等割の税率の特例）</p> <p>第三条 平成十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を引き続き確保することを目的として、県民税の均等割の税率を引き上げる特例措置の適用期間を五年間延長するなど必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十八号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例  
の一部を改正する条例案  
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例  
の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>十三（略）</p> <p>(1) 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の第二項第十四号ハ、法第六十二条の三第四項第十四号ハ又は法第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の造成認定</p> <p>(2) 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の第二項第十五号ニ、法第六十二条の三第四項第十五号ニ又は法第六十三条第三項第六号の規定による優良住宅の新築認定</p>	市町	<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>十三（略）</p> <p>(1) 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の第二項第十四号ハ、法第六十二条の三第四項第十四号ハ、法第六十三条第三項第五号イ又は法第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による優良宅地の造成認定</p> <p>(2) 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の第二項第十五号ニ、法第六十二条の三第四項第十五号ニ、法第六十三条第三項第六号又は法第六十八号の六十九第三項第六号の規定による優良住宅の新築認定</p>	市町
<p>第三条（略）</p> <p>事務</p> <p>十二（略）</p> <p>(1) 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の第二項第十四号ハ、法第六十二条の三第四項第十四号ハ又は法第六十三条第三項第五号イ</p>	市町	<p>第三条（略）</p> <p>事務</p> <p>十二（略）</p> <p>(1) 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の第二項第十四号ハ、法第六十二条の三第四項第十四号ハ、法第六十三条第三項第五号イ</p>	市町

の規定による優良宅地の造成 認定  (2) 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の二第二項第十五号ニ、法第六十二条の三第四項第十五号ニ又は法第六十三条第三項第六号の規定による優良住宅の新築認定 (3) (略)	(略)	は法第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による優良宅地の造成認定 (2) 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の二第二項第十五号ニ、法第六十二条の三第四項第十五号ニ、法第六十三条第三項第六号又は法第六十八条の六十九第三項第六号の規定による優良住宅の新築認定 (3) (略)	(略)
---	-----	--	-----

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条 (略)	事務 市町	第二条 (略)	事務 市町
三十一の二 (略) (1)―(6) (略)	三原市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町(安芸太田町及び北広島町については(1)から(3)までに掲げる事務に限り、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び神石高原町については(4)から(6)までに掲げる事務に限る。)	三十一の二 (略) (1)―(6) (略)	竹原市、三原市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町(安芸太田町及び北広島町については(1)から(3)までに掲げる事務に限り、竹原市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び神石高原町については(4)から(6)までに掲げる事務に限る。)

附 則

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条の規定 令和四年四月一日
  - 二 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除するなどのため、この条例案を提出する。

県第二十九号議案

住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例案

住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第一条 住民基本台帳法施行条例(平成十四年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一(第二条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>二一三三三 (略)</p> <p>三十四―三十七 (略)</p> <p>三十八・三十九 (略)</p> <p>四十 不妊検査費等の助成に関する事務であつて、申請の受理又はその申請に係る事実</p>	<p>別表第一(第二条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百七号)第四条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>三 肥料の品質の確保等に関する法律第十三条第一項から第四項までの届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答</p> <p>四 肥料の品質の確保等に関する法律第十六条の二第二項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項若しくは第二十三條第一項若しくは第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>五一三三六 (略)</p> <p>三十七 県が発行する雑誌であつて規則で定めるものの購読料の徴収に関する購読申込者(法人にあつては、その役員)又は当該購読申込者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>三十八―四十一 (略)</p> <p>四十二 県民のがんのり患、転帰その他の状況を把握するための地域がん登録に登録されたがん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>四十三・四十四 (略)</p>

についての審査  
 四十一 不育症検査費の助成に関する事務であつて、申請の受理又はその申請に係る事実についての審査  
 四十二・四十三 (略)

別表第二(第二条関係)

知事以外の 執行機関	事 務
教育委員会	一・二 (略) 三 広島県高等学校等奨学金貸付 条例第九条第一項及び第二項の 規定による奨学金の償還又は同 条例第十条の規定による延滞利 息の徴収に関する奨学生若しく はその相続人又は奨学生の連帯 保証人若しくはその相続人の生 存の事実又は氏名若しくは住所 の確認 四一六 (略)
(略)	(略)

四十五・四十六 (略)

別表第二(第三条関係)

知事以外の 執行機関	事 務
教育委員会	一・二 (略) 三 広島県高等学校等奨学金貸付 条例第九条第一項の規定による 奨学金の償還又は同条例第十条 の規定による延滞利息の徴収に 関する奨学生若しくはその相続 人又は奨学生の連帯保証人若し しくはその相続人の生存の事実又 は氏名若しくは住所の確認 四一六 (略)
(略)	(略)

(住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(平成二十五年広島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。	附則 (施行期日) 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)附則第二十九条ただし書の規定によりなお従前の例により行われる同法第四十二条の規定による改正前の母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十一条の四第一項の規定による費用又はその費用を支払わなかった場合の違約金の全部又は一部の徴収に関する措置を受けた者又はその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認については、なお従前の例による。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

県民サービスの向上と行政の効率化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報を利用する事務を追加するとともに、今後利用が見込めない事務を削除するため、この条例案を提出する。

県第二十号議案

広島県縮景園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県縮景園設置及び管理条例の一部を改正する  
条例案

広島県縮景園設置及び管理条例の一部を改正する  
条例

広島県縮景園設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入園料の減免) 第十二条 (略) 一八 (略) 九 (略) イ 十八歳以上の引率者(当該引率者が高等学校の生徒又はこれに準ずる者である場合を除く。)が同伴して入園する場合 ローニ (略) 十 (略)</p>	<p>(入園料の減免) 第十二条 (略) 一八 (略) 九 (略) イ 二十歳以上の引率者が同伴して入園する場合 ローニ (略) 十 (略)</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

民法の一部が改正され、成年となる年齢が引き下げられることを踏まえ、入園料の減免の対象となる小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒等の引率者に係る年齢を見直すなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十一号議案

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

案 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

第一条 広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（場所の提供又は周旋の禁止） 第四十条（略） 一・二（略） 三 大麻、麻薬又は覚醒剤の使用 四―六（略）</p>	<p>（場所の提供又は周旋の禁止） 第四十条（略） 一・二（略） 三 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用 四―六（略）</p>

第二条 広島県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第十五条（略） 一 青少年 十八歳未満の者をいう。 二―十二（略）</p>	<p>（定義） 第十五条（略） 一 青少年 十八歳未満の者（婚姻により成人に達したとみなされる者を除く。）をいう。 二―十二（略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項及び第三条第三項の規定により成年に達したものとみなされる者については、この条例による改

正後の広島県青少年健全育成条例第十五条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

民法の一部が改正され、成年となる年齢及び婚姻の開始年齢を統一する措置が講じられたことを踏まえ、青少年の定義の整理など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

広島県自然海浜保全条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県自然海浜保全条例の一部を改正する条例案  
 広島県自然海浜保全条例の一部を改正する条例

広島県自然海浜保全条例（昭和五十五年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条（自然海浜保全地区の指定）（略）</p> <p>一 水際線付近又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然（以下この号において「砂浜等」という。）の状態が維持されているもの（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）</p> <p>二（略）</p> <p>2-10（略）</p>	<p>第五条（自然海浜保全地区の指定）（略）</p> <p>一 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの</p> <p>二（略）</p> <p>2-10（略）</p>

附 則

この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十九号）附則第一項本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部が改正されたことを踏まえ、自然海浜保全地区の指定対象を拡充するため、この条例案を提出する。

県第二十三号議案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等を含む。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第三十条（略） 一―三（略） 四（略） イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間 ハ（略） ニ（略） 第三十条（略） 第三十一条（略） 第三十二条（略） 第三十三条（略） 第三十四条（略） 第三十五条（略） 第三十六条（略） 第三十七条（略） 第三十八条（略）</p>	<p>第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等を含む。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等を含む。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第三十条（略） 一―三（略） 四（略） イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間 ハ（略） ニ（略） 第三十条（略） 第三十一条（略） 第三十二条（略） 第三十三条（略） 第三十四条（略） 第三十五条（略） 第三十六条（略） 第三十七条（略） 第三十八条（略）</p>

一―三 (略)  
 四 (略)  
 イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間  
 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間  
 ハ (略)  
 2 (略)

第五十八条 (児童養護施設の長の資格等)

一―三 (略)  
 四 (略)  
 イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間  
 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間  
 ハ (略)  
 2 (略)

第八十一条 (職員)

一―四 (略)  
 五 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員  
 2―9 (略)

第九十二条 (児童心理治療施設の長の資格等)

一―三 (略)  
 四 (略)  
 イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間  
 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間  
 ハ (略)  
 2 (略)

(業務の質の評価等)  
 第九十五条 児童心理治療施設の設置者は、自らその行う法第四十三条の二に規定する業務

一―三 (略)  
 四 (略)  
 イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間  
 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間  
 ハ (略)  
 2 (略)

第五十八条 (児童養護施設の長の資格等)

一―三 (略)  
 四 (略)  
 イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間  
 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間  
 ハ (略)  
 2 (略)

第八十一条 (職員)

一―四 (略)  
 五 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員  
 2―9 (略)

第九十二条 (児童心理治療施設の長の資格等)

一―三 (略)  
 四 (略)  
 イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間  
 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間  
 ハ (略)  
 2 (略)

(業務の質の評価等)  
 第九十五条 児童心理治療施設の設置者は、自らその行う法第四十三条の五に規定する業務

の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第百条 (略)

一一三 (略)

四 (略)

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ハ (略)

二 (略)

の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第百条 (略)

一一三 (略)

四 (略)

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ (略)

二 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長(以下この項において「乳児院等の長」という。)として勤務している者については、この条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、乳児院等の長の任用要件を見直すなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十四号議案

広島県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例案

広島県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例

(広島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第一条 広島県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第二条 基金には、法第八十一条の二第二項及び第七項に規定するところにより、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第二十一条の規定により算定した繰入金の額及び政令第二十二条第二項の規定により算定した市町から徴収する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)の総額の三倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。</p> <p>2  前項に規定するもののほか、基金には、国民健康保険事業費特別会計の各年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金の全部又は一部を積み立てることができる。</p> <p>3  (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第五条 基金は、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金の貸付け(以下「貸付金の貸付け」という。)、同項第二号に掲げる事業に係る交付金の交付(以下「交付金の交付」という。)並びに同条第二項及び第四項の規定による取崩しを行う場合に限る。その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(貸付金の貸付けの要件及び額)</p>	<p>(積立て)</p> <p>第二条 基金には、法第八十一条の二第二項及び第六項に規定するところにより、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第二十一条の規定により算定した繰入金の額及び政令第二十二条第二項の規定により算定した市町から徴収する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)の総額の三倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。</p> <p>2  (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第五条 基金は、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金の貸付け(以下「貸付金の貸付け」という。)、同項第二号に掲げる事業に係る交付金の交付(以下「交付金の交付」という。)及び同条第二項の規定による取崩しを行う場合に限る。その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(貸付金の貸付けの要件及び額)</p>

第八条 貸付金の貸付けは、法第八十一条の二第十項第一号に規定する収納不足市町村に該当する市町に対し、政令第十四条第二項及び第三項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額で行うものとする。

(交付金の交付の要件及び額)  
第十二条 交付金の交付は、法第八十一条の二第十項第二号に規定する基金事業対象保険料

収納額が同項第三号に規定する基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認められる市町に対し、政令第十七条第二項及び第三項の規定により算定した額について行うものとする。  
一―三 (略)

(抛出金の額等)

第十三条 各年度において知事が法第八十一条の二第五項の規定により市町に対して納付を求め、求める抛出金の総額(次項第一号において「抛出金の総額」という。)は、政令第二十二條第二項の規定により知事が定める額とする。  
2・3 (略)

(法第八十一条の二第二項の規定による取崩しの要件及び額)  
第十五条 (略)

第十六条 (略)

(法第八十一条の二第四項の規定による取崩しの要件及び額)

第十七条 知事は、法第八十一条の二第四項に該当する場合、政令第二十一条の二第三項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を取り崩すことができる。

第十八条 (略)

第八条 貸付金の貸付けは、法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村に該当する市町に対し、政令第十四条第二項及び第三項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額で行うものとする。

(交付金の交付の要件及び額)  
第十二条 交付金の交付は、法第八十一条の二第九項第二号に規定する基金事業対象保険料

収納額が同項第三号に規定する基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認められる市町に対し、政令第十七条第二項及び第三項の規定により算定した額について行うものとする。  
一―三 (略)

(抛出金の額等)

第十三条 各年度において知事が法第八十一条の二第四項の規定により市町に対して納付を求め、求める抛出金の総額(次項第一号において「抛出金の総額」という。)は、政令第二十二條第二項の規定により知事が定める額とする。  
2・3 (略)

(取崩しの要件及び額)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

(広島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)  
第二条 広島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(平成三十年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則	1・2 (略)	附則	1・2 (略)
3	この条例による改正後の広島県国民健康保険財政安定化基金条例第五条の規定にかかわ	3	第五条の規定にかかわらず、基金は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一

らず、基金は、平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、法附則第二十五条の規定により県内の市町に対する法の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てる場合に、その一部を処分することができる。

日までの間、法附則第二十五条の規定により県内の市町に対する法の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てる場合に、その一部を処分することができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

##### (準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

国民健康保険法の一部が改正され、国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に国民健康保険財政安定化基金を取り崩し、国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができることとなったことなどに伴い、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十五号議案

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例  
の一部を改正する条例案

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例  
の一部を改正する条例

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成二十六年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(民生委員の定数) 第一条 (略)		(民生委員の定数) 第一条 (略)	
市町名	定数	市町名	定数
尾道市	三七四人	尾道市	三七二人
東広島市	三三二人	東広島市	三二七人
府中町	一一〇人	府中町	一〇九人
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

(提案理由)

高齢者数及び世帯数等の増加による業務量の増大などを踏まえ、要望のあった尾道市、東広島市及び府中町について、民生委員の定数を変更するため、この条例案を提出する。

県第二十六号議案

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十五条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十五条において同じ。)を行う場合</p> <p>3—8 (略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十五条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十五条において同じ。)を行う場合</p> <p>3—8 (略)</p>

<p>第七條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七條第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3—8 (略)</p> <p>(従業者の員数) 第六十五條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七條第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3—8 (略)</p>	<p>第七條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七條第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3—8 (略)</p> <p>(従業者の員数) 第六十五條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七條第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3—8 (略)</p>
--	--

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>附則</p> <p>1—3 (略)</p> <p>4 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五條第一項から第三項まで及び第六條第一項から第五項までに規定する指定福祉型障害児入所施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第五條第四項及び第六條第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の同条例第五條及び</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>1—3 (略)</p> <p>4 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五條第一項から第三項まで及び第六條第一項から第五項までに規定する指定福祉型障害児入所施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第五條第四項及び第六條第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の同条例第五條及び</p>
--	--

第六条の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五号第一項第一号及び第六号並びに第九条に規定する指定障害者支援施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第六号及び第十条に規定する指定障害者支援施設については、第五条の規定による改正後の同条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第六条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五号第一項第一号及び第六号並びに第九条に規定する指定障害者支援施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第六号及び第十条に規定する指定障害者支援施設については、第五条の規定による改正後の同条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の一部が改正され、指定障害者支援施設等の特例期間が延長されたことを踏まえ、必要な改正を行うなどのため、この条例案を提出する。

県第二十七号議案

広島県農林水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県農林水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例案

広島県農林水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例

広島県農林水産振興資金特別会計条例（平成二十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>例 広島県農水産振興資金特別会計条例</p> <p>（設置）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第十三条第一項の規定により特別会計を設けて行うこととされている同法第三条第一項に規定する事業の経理は、前項の特別会計において併せて行うものとする。</p>	<p>例 広島県農林水産振興資金特別会計条例</p> <p>（設置）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第十二条第一項の規定により特別会計を設けて行うこととされている同法第三条第一項に規定する事業の経理並びに林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十三条第一項の規定により特別会計を設けて行うこととされている同法第三条第一項及び第二項に規定する事業の経理は、前項の特別会計において併せて行うものとする。</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

沿岸漁業改善資金助成法の一部が改正されたことに伴う引用条項の整理など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。



(略)	芦田川流域 下水道	(略)
(略)	芦田川 処理区	(略)
(略)	尾道市、福山市及び 府中市の一部	(略)

  

(略)	芦田川流域 下水道	(略)
(略)	芦田川 処理区	(略)
(略)	福山市及び府中市の 一部	(略)

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

新たに土地造成事業に関する事務を知事に管理及び執行させることを目的として、関係規定の整備を行うとともに、芦田川流域下水道の区域に尾道市を追加するため、この条例案を提出する。

県第二十九号議案

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（奨学金の申請及び推薦）                      第五条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 留学奨学金に係る前項の申請書を留学から帰国した後に提出する場合は、留学から帰国した日の翌日から起算して一月以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>3 修学奨学金に係る申請者が在学する学校の長は、当該申請者が第三条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる要件に適合すると認めるときは、規則で定める推薦調書を知事に送付するものとする。</p> <p>4 入学準備金に係る申請者が在学する学校の長は、当該申請者が第三条第一項第四号及び第五号に掲げる要件に適合し、かつ、高等学校等に入学しようとしているものであると認めるときは、規則で定める推薦調書を知事に送付するものとする。</p> <p>5 留学奨学金に係る申請者が在学する学校の長は、当該申請者が第三条第一項第一号に掲げる要件に適合し、かつ、外国の教育施設において、教育を受けるため、二週間以上の期間、留学を行おうとしているもの又は行ったものであると認めるときは、規則で定める推薦調書を知事に送付するものとする。</p>	<p>（奨学金の申請及び推薦）                      第五条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める申請書を当該申請者が在学する学校の長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 留学奨学金に係る前項の申請書を留学から帰国した後に提出する場合は、留学から帰国した日の翌日から起算して一月以内に学校の長に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の申請書を受領した学校の長は、当該申請者が第三条第一項各号、第二項又は第三項に掲げる要件に適合すると認めるときは、規則で定める推薦調書を当該申請書に添えて知事に送付するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

高等学校等奨学金における申請者の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを目的として、学校の長を経由する申請手続に関する事務を見直すなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第四十号議案

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案  
 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年広島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（卑わいな行為の禁止）</p> <p>第三条 何人も、公共の場所又は公共の乗物における他人に対し、みだりに、著しく羞恥又は不安を覚えさせるような次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 衣服その他の身に着ける物（以下この条において「衣服等」という。）の上から、又は直接他人の身体に触れること。</p> <p>二 通常衣服等で覆われている他人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。</p> <p>三 写真機等を使用して衣服等を透かして他人の身体を見る方法により、裸体若しくは下着の映像を見、又は裸体若しくは下着を撮影すること。</p> <p>四 前二号に掲げる行為をする目的で、写真機等に向け、又は設置すること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。</p> <p>2  何人も、学校、事務所、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物（公共の場所、公共の乗物及び次項に規定する場所を除く。）における他人に対し、みだりに、著しく羞恥又は不安を覚えさせるような前項第二号から第四号までに掲げる行為をしてはならない。</p> <p>3  何人も、住居、浴場、更衣室、便所その他の人が通常衣服等の全部又は一部を着けないでいるような場所（公共の場所及び公共の乗物を除く。）における他人に対し、みだりに、</p>	<p>（卑わいな行為の禁止）</p> <p>第三条 何人も、公共の場所又は公共の乗物における他人に対し、みだりに、著しく羞恥又は不安を覚えさせるような次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 着衣等の上から、又は直接他人の身体に触れること。</p> <p>二 着衣等で覆われている他人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。</p> <p>2  何人も、公共の場所又は公共の乗物における他人に対し、写真機等を使用して着衣等を透かして他人の身体を見る方法により、みだりに、裸体若しくは下着の映像を見、又は裸体若しくは下着を撮影してはならない。</p>

著しく羞恥又は不安を覚えさせるような第一  
項第二号から第四号までに掲げる行為をして  
はならない。

附 則

この条例は、令和四年六月一日から施行する。

(提案理由)

近年のスマートフォンその他の撮影機器の高性能化及び小型化に伴い、盗撮行為が悪質・巧妙化している現状を踏まえ、盗撮行為を禁止する場所を拡大するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

## 県第四十一号議案

### 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり栗柄広谷線街路工事（R三―三工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和四年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 栗柄広谷線街路工事（R三―三工区）
- 二 工事場所 広島県府中市栗柄町から高木町まで
- 三 請負金額 六七八、七〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 広島市東区光町二丁目六番三一号  
極東興和株式会社  
東京都北区滝野川六丁目三番一号  
川田建設株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から  
令和五年九月二十九日まで

(提案理由)

栗柄広谷線街路工事（R三―三工区）の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、  
県議会の議決を求める。

## 県第四十二号議案

### 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり東部こども家庭センター一時保護所新築その他工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和四年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 東部こども家庭センター一時保護所新築その他工事
- 二 工事場所 福山市瀬戸町山北
- 三 請負金額 六七六、一七〇、〇〇〇円
- 四 請負者 福山市地吹町一八番一六号  
占部建設工業株式会社  
福山市三吉町五丁目七番二四号  
株式会社 武田組
- 五 工期 議決の日の翌日から  
令和五年六月十五日まで

(提案理由)

東部こども家庭センター一時保護所新築その他工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第四十二号議案

工事請負契約の変更について

令和二年県第四十四号議案により契約を締結することについて議決を得た後、令和二年報第二十四号により報告した手城川大規模特定河川工事（一工区）の請負契約の工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和四年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>一四 五 工 期 (略)</p> <p>議決の日の翌日から 令和四年七月二十九日まで</p>	<p>一四 五 工 期 (略)</p> <p>議決の日の翌日から 令和四年三月三十一日まで</p>

(提案理由)

令和二年県第四十四号議案により契約を締結することについて議決を得た後、令和二年報第二十四号により報告した手城川大規模特定河川工事(一工区)の請負契約については、新型コロナウイルスの影響により、部品供給に遅延が生じ、減速機の現場搬入・設置に遅延が生じたことにより工期を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第四十四号議案

広島高速道路公社の定款の一部変更について

広島高速道路公社から地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第五条第五項の規定により、次のとおり基本財産の額の増加に係る定款の一部変更をすることについて同意を求められたので、これに同意することについて、同条第六項の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島高速道路公社定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>(基本財産の額)                      第十六条 この道路公社の基本財産の額は、九                      二、六七九、六〇〇、〇〇〇円とし、地方公                      共団体の出資の額は、次のとおりとする。                      広島県 四六、三三九、八〇〇、〇〇〇円                      広島市 四六、三三九、八〇〇、〇〇〇円</p>	<p>(基本財産の額)                      第十六条 この道路公社の基本財産の額は、九                      〇、八二九、六〇〇、〇〇〇円とし、地方公                      共団体の出資の額は、次のとおりとする。                      広島県 四五、四一四、八〇〇、〇〇〇円                      広島市 四五、四一四、八〇〇、〇〇〇円</p>

(提案理由)

広島高速道路公社から基本財産の額の増加に係る定款の一部変更をすることについて同意を求められたので、これに同意することについて、県議会の議決を求める。

県第四十五号議案

水産基盤整備事業の費用の一部の負担を受益市に  
求めることについて

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり水産基盤整備事業のうち漁場環境保全創造事業（中西部・備後燧地区）に要する費用の一部の負担を利益を受ける市に求めることについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業	負担基準	受益市
漁場環境保全創造事業（中西部・備後燧地区）	事業費の一〇分の三に相当する額	呉市、尾道市、福山市及び江田島市

(提案理由)

水産基盤整備事業のうち漁場環境保全創造事業(中西部・備後燐地区)に要する費用の一部の負担を受益市に求めるため、県議会の議決を求める。

県第四十六号議案

農村整備事業の費用の一部の負担を受益市に求めることについて

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり農村整備事業のうち基幹農道整備事業（安芸灘三期地区）に要する費用の一部の負担を利益を受ける市に求めることについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業	負担基準	受益市
基幹農道整備事業（安芸灘三期地区）	事業費の一〇分の三・五に相当する額	呉市

(提案理由)

農村整備事業のうち基幹農道整備事業(安芸灘三期地区)に要する費用の一部の負担を受益市に求めるため、県議会の議決を求める。

## 県第四十七号議案

### 広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第七条第一項の規定により、次のとおり広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 負担を求める事業名及び事業年度

事業名 広島空港整備事業（施設更新及び滑走路端安全区域整備）

事業年度 令和四年度

#### 二 負担金の額

空港法第六条第一項の規定により県が負担する負担金の額の百分の二十に相当する額を県内各市町の人口により按分した額

(提案理由)

広島空港整備事業費として県が負担すべき負担金の一部の負担を県内各市町に求めるため、県議会の議決を求める。



(提案理由)

地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査を実施するため、同法第二百五十二条の三十六第一項の規定により契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

## 報第一号

### 令和二年度広島県一般会計予算の補正について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定により報告し、県議会の承認を求めらる。

令和四年二月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 専決処分の内容  
別紙のとおり

二 専決処分年月日

令和四年二月八日

令和3年度広島県一般会計補正予算（第15号）

令和3年度広島県一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,260,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,389,923,246千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月8日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 繰入金		57,269,876	1,260,000	58,529,876
	2 基金繰入金	57,089,992	1,260,000	58,349,992
歳 入 合 計		1,388,663,246	1,260,000	1,389,923,246

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		121,394,390	1,260,000	122,654,390
	2 工鉦業費	111,635,709	1,260,000	112,895,709
歳 出 合 計		1,388,663,246	1,260,000	1,389,923,246

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店の休業・時短営業の影響を大きく受け、売上が減少した県内の中小企業等への追加支援に要する経費について、令和三年度広島県一般会計予算を補正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をしたので、今回報告し、県議会の承認を求める。